

鳥取県告示第625号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年12月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年10月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人砂オペ実行委員会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

富田 祐貴

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市正蓮寺126-13

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取砂丘における野外オペラ公演「砂オペ」を中心として、文化・芸術の力と地域の本来持っている魅力を広くアピールする事業を行うことにより、地域、世代、ジャンルを超えた人々の交流の場を創出し、文化の発信地として明るく展望のある地域づくりに寄与することを目的とする。